

北茨城市地域脱炭素推進及びエネルギーの地産地消に関する連携協定

北茨城市（以下「甲」という。）、北茨城市商工会（以下「乙」という。）及び別紙に掲げる金融機関等（以下総称して「丙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、北茨城市における地域脱炭素の推進及び地域新電力会社を核としたエネルギーの地産地消による地域経済活性化に関する取組みを通じ、地域の発展及びゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携して進めるよう努めるものとする。

- （1）北茨城市における地域新電力会社の設立及び運営に関する事項
- （2）地域経済の循環及び持続的発展に資する活動に関する事項
- （3）再生可能エネルギーの導入促進及び地産地消に関する事項
- （4）省エネルギーの推進及び普及啓発に関する事項
- （5）その他前各号に関連して合意する事項

（役割分担）

第3条 前条の連携事項を具体化するため、以下のとおり役割を分担する。

（1）甲の役割

- ア 行政計画との整合性確保に関すること
- イ 公共施設への電力供給に関すること
- ウ 政策的支援に関すること
- エ 市民への周知に関すること

（2）乙の役割

- ア 地元企業とのマッチングに関すること
- イ 地域経済の情報収集に関すること
- ウ 会員企業への省エネ・脱炭素化支援に関すること

（3）丙の役割

- ア 専門的知見に基づく経営・財務の助言に関すること
- イ 資金調達支援に関すること
- ウ 取引先企業への省エネ・脱炭素化支援に関すること

（秘密の保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲、乙又は丙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

(協定の変更)

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うことができるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定は、本協定の締結日から令和13年3月31日までの間、有効とする。

2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれかが、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙は協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年8月5日

甲 北茨城市磯原町磯原1630
北茨城市
北茨城市長 豊田 稔 印

乙 北茨城市磯原町本町一丁目3番地の9
北茨城市商工会
会長 和田 祐司 印

丙 茨城県土浦市中央二丁目11番7号
株式会社筑波銀行
代表取締役頭取 生田 雅彦 印

茨城県水戸市大町二丁目3番12号
茨城県信用組合
代表理事 幡谷 礼二郎 印

茨城県常陸太田市山下町3889番地
常陸農業協同組合
代表理事組合長 秋山 豊 印

(別紙)

株式会社筑波銀行

茨城県信用組合

常陸農業協同組合